

日向市公の施設等の使用料の減免に関する
規則をここに公布する。

令和8年9月30日

日向市長 西 村 賢

日向市公の施設等の使用料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、公の施設等の使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 法人その他の団体であつて、規約、会則、定款その他これらに類する定めにより、その目的、代表者及び団体としての意思決定の方法が定められ、かつ、継続的に活動するものをいう。
- (2) 非営利目的の使用 使用者が、当該使用を通じて営利を得ることを目的とせず、当該使用に係る収入を当該使用又は当該使用の目的に係る活動に必要な経費に充てることを目的とし、かつ、当該使用により生ずる剰余を構成員、役員、出資者その他特定の者に利益として分配することを目的としない使用をいう。
- (3) 市内の団体 次に掲げるいずれかに該当する団体をいう。
 - ア 市内に主たる事務所（法人でない団体であつては、主たる事務局）を有する団体
 - イ 構成員の過半数が市内に住所を有し、かつ、市内において継続的に活動している団体
- (4) 障がい者団体 障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする市内の団体として認められ、国、県及び地方公共団体並びに社会福祉法人その他の公共的団体から補助金、交付金等の助成措置を受けている団体をいう。
- (5) 社会教育関係団体 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体のうち、市内の団体に該当し、かつ、国、県及び地方公共団体並びにその他の公共的団体から補助金、交付金等の助成措置を受けている団体をいう。
- (6) 社会福祉団体 社会福祉の向上を図ることを目的とする団体のうち、市内の団体に該当し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する団体をいう。
 - ア 国、県及び地方公共団体並びに社会福祉法人その他の公共的団体から補助金、交付金等の助成措置を受けている団体
 - イ 日向市社会福祉協議会が運営する日向市ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア活動団体

(個別の条例等との関係)

第3条 この規則は、使用料の減額又は免除について別に条例又は規則に定めがある施設については、適用しない。

(対象施設)

第4条 使用料の減免の対象となる公の施設等とは、次の各号に掲げる公の施設等の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に規定する施設とする。

- (1) 社会教育施設及び社会教育類似施設

- ア 日向市公民館条例（昭和35年日向市条例第6号）第2条に規定する日向市中央公民館、日向市南日向公民館、日向市細島公民館、日向市美々津公民館、日向市日知屋公民館、日向市大王谷公民館及び日向市東郷公民館
- イ 日向市立社会同和教育集会所条例（昭和54年日向市条例第17号）第2条に規定する日向市立

社会同和教育集会所新財市会館

ウ 日向市文化交流センター条例（平成元年日向市条例第36号）第2条に規定する日向市文化交流センター

エ 日向市若山牧水記念施設条例（平成18年日向市条例第32号）第2条に規定する若山牧水記念文学館

オ 日向市歴史民俗資料館条例（平成18年日向市条例第66号）第3条に規定する歴史民俗資料館及び日向市細島みなと資料館

カ 日向市立細島小学校施設の目的外使用に関する条例（令和3年日向市条例第29号）第2条に規定する日向市立細島小学校の目的外使用の対象となる学校施設

（2）社会体育施設及び社会体育類似施設

ア 日向市都市公園条例（昭和52年日向市条例第1号）第11条の2に規定するお倉ヶ浜総合公園野球場、お倉ヶ浜総合公園運動広場、お倉ヶ浜総合公園庭球場、お倉ヶ浜総合公園第1多目的広場、お倉ヶ浜総合公園第2多目的広場、お倉ヶ浜総合公園屋内運動場、お倉ヶ浜総合公園投球練習場、大王谷運動公園野球場、大王谷運動公園陸上競技場、大王谷運動公園弓道場及び大王谷運動公園日向市総合体育館

イ 日向市牧水公園交流施設条例（平成18年日向市条例第26号）第3条第7号に規定するテニスコート

ウ 日向サンパーク体育施設条例（平成18年日向市条例第70号）第3条に規定するテニスコート

エ 日向市体育館条例（平成18年日向市条例第68号）第3条に規定する日向市越表体育館及び日向市東郷体育館

オ 日向市運動広場条例（平成17年日向市条例第85号）第2条に規定する日向市東郷グラウンド及び日向市美々津運動広場

（3）特定目的型等施設

ア 日向市老人福祉センター設置条例（昭和47年日向市条例第4号）第2条に規定する日向市美々津老人福祉センター

イ 日向市高齢者ふれあい館条例（平成14年日向市条例第2号）第2条に規定する日向市平岩ふれあい館

ウ 日向市障害者センター条例（平成22年日向市条例第24号）第2条に規定する日向市障害者センター

（4）その他の施設

ア 日向市駐車場条例（平成5年日向市条例第6号）第2条に規定する日向市駅東駐車場

イ 日向市石並川キャンプ場条例（平成9年日向市条例第2号）第2条に規定する石並川キャンプ場

ウ 日向市日向サンパークオートキャンプ場条例（平成10年日向市条例第1号）第2条に規定する日向市日向サンパークオートキャンプ場

エ 日向市畜産資源リサイクルセンター条例（平成18年日向市条例第23号）第2条に規定する日向市畜産資源リサイクルセンター

オ 日向市駅前交流広場条例（平成21年日向市条例第14号）第2条に規定する日向市駅前交流広場

カ 日向市牧水公園交流施設条例（平成18年日向市条例第26号）第3条に規定する交流施設のうち同条第7号に規定するテニスコートを除く施設

- キ 日向市日向岬グリーンパーク条例（平成18年日向市条例第69号）第2条に規定する日向市日向岬グリーンパーク
- ク 日向市農村交流館条例（平成23年日向市条例第18号）第2条に規定する日向市農村交流館
- ケ 日向市農産加工施設条例（平成18年日向市条例第20号）第2条に規定する日向市東郷町農産加工施設
- コ 日向市ひものづくりセンター条例（令和7年日向市条例第34号）第3条に規定する日向市ひものづくりセンター及びひゅうが創業支援「夢プラザ」
- サ 日向市産業・人材育成センター条例（令和8年日向市条例第15号）第2条に規定するみらいラボ
- シ 日向市庁舎会議室等の使用に関する規則（平成30年日向市規則第26号）第2条に規定する会議室等
- ス 日向市駅前広場条例（令和4年日向市条例第17号）第2条に規定する日向市駅東口駅前広場及び日向市駅西口駅前広場

（減免基準）

第5条 市長は、使用者が別表に定める減免の基準及び要件に該当し、かつ、使用する施設が同表の公の施設等の区分に該当するときは、同表に定めるところにより、使用料を減免するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市、国、他の地方公共団体、市立小学校、市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校、保育所、認定こども園若しくは幼稚園又は指定管理者が使用する場合を除き、附属設備使用料、照明料、冷暖房料、原材料費その他実費弁償の性質を有する費用は、減免しない。

3 使用者が2以上の減免事由に該当するときは、減免される額が最も大きくなる減免事由を適用する。

（減免申請等）

第6条 前条の規定による減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可の申請の際に、日向市公の施設等の使用料の減免申請書（別記様式第1号）に減免事由を証する書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった時は、内容を審査し、当該申請者に審査結果を日向市公の施設等の使用料の減免決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（端数計算）

第7条 公の施設等の使用料から減免する額を控除した額に、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（読替規定）

第8条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者として指定された法人その他の団体に、同条第8項の規定により利用料金を当該法人その他の団体の収入として収受させる場合について準用する。この場合において、この規則中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、公の施設等の使用料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1号、第3号及び第4号に掲げる施設に係る規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、前項ただし書に規定する規定については、令和9年4月1日以降の使用に係る使用料について適用する。

別表（第5条関係）

減免の基準		要件	公の施設等の区分	減免割合
1	市、国又は他の地方公共団体	次のいずれかに該当するとき。 （１）市が主催する事業又は市の事務事業のために使用するとき。 （２）国又は他の地方公共団体が公用又は公共用のために使用し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 その他の施設	免除
2	市立小学校、市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校、保育所、認定こども園及び幼稚園	教育又は保育に係る本来の業務のために使用し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。ただし、学校の部活動の日常的な練習のために使用するときを除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 その他の施設	免除
3	指定管理者	指定管理者が自らの管理する施設を使用するとき。ただし、施設の管理運営を目的とする使用に限る。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 その他の施設	免除
4	まちづくり協議会	当該団体の活動のために使用し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。ただし、レクリエーションその他これらに類する使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 その他の施設のうち日向市農村交流館	免除
5	自治会、自主防災組織	次のいずれかに該当するとき。 （１）区長公民館長連合会、大字単位の区長会及び自主防災会連絡協議会が、役員会等の会議で使用するとき。	社会教育施設及び社会教育類似施設	免除

		(2) 単位区や自主防災組織が、市の依頼を受けて行う活動に使用するとき。		
6	自治会、自主防災組織	単位区や自主防災組織が、地域自治活動又は地域防災活動のために非営利目的の使用として使用するとき。ただし、レクリエーションその他これらに類する使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設	100 分 の 50
7	障がい者団体	当該団体の活動のために使用し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 その他の施設	100 分 の 50
8	市が共催する事業の主催者	公益性を有し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。ただし、名義後援を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 その他の施設	100 分 の 50
9	スポーツ少年団又は市立中学校、県立高等学校若しくは県立特別支援学校の部活動として認められた団体	日常的な練習のために使用するとき。ただし、レクリエーション、保護者会その他これらに類する使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	100 分 の 50
10	市立小学校、市立中学校、県立特別支援学校又は県立高等学校のPTA関係団体	PTA活動のために使用するとき。ただし、学級単位の使用、レクリエーションその他これらに類する使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設	100 分 の 50
11	市スポーツ協会及び同協会に加盟する競技別団体	当該団体の活動のために非営利目的の使用として使用するとき。ただし、個別のクラブ又は教室の使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	100 分 の 50
12	総合型地域スポーツクラブ	当該団体の活動のために使用し、かつ、非営利目的	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	100 分 の 50

		の使用として使用するとき。		
13	市文化連盟及び同連盟に加盟する部門単位団体	当該団体の活動のために使用し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。ただし、個別の加盟団体の使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	100 分 の 50
14	社会教育関係団体又は社会福祉団体	当該団体の活動のために使用し、かつ、非営利目的の使用として使用するとき。ただし、レクリエーションその他これらに類する使用を除く。	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設	100 分 の 50
15	前各号に掲げるもののほかの団体	公益上特に必要があると市長が認めるとき	社会教育施設及び社会教育類似施設 社会体育施設及び社会体育類似施設 特定目的型等施設 その他の施設	市長が必要と認めた減免割合
備考 減免の基準の対象となる団体は、市内の団体とする。ただし、別表第 1 項、第 3 項又は第 8 項に該当する場合は、この限りでない。				

年 月 日

日向市長 様

申請団体名
代表者氏名
電話番号

日向市公の施設等の使用料の減免申請書

下記の理由により使用料の減免を申請します。

記

使用日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
使用場所	
使用目的	
使用予定人数	
入場料等徴収の有無	☐ 有（一人 円） ☐ 無
減免の基準の該当区分	別表第 項
減免割合	免除 ・ 減額（100分の50）
申請理由	
添付書類	☐ 有（書類名： ） ☐ 無
備考	

文書番号
年 月 日

様

日向市長
(公印省略)

日向市公の施設等の使用料の減免可否決定通知書

年 月 日付けで貴団体から申請のあった公の施設等の使用料の減免申請について、下記のとおり決定しましたので、日向市公の施設等の使用料の減免に関する規則第 6 条第 2 号により通知します。

記

減免の可否	減免する ・ 減免しない
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
使用場所	
使用目的	
減免の基準の該当区分	別表第 項
減免割合	免除 ・ 減額（100分の50）
減免しない理由	